

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 国道 17 号 新大宮上尾道路(与野～上尾南)の事業の進捗状況についてお知らせします

関東地方整備局 大宮国道事務所
首都高速道路株式会社

新大宮上尾道路は、埼玉県中央部を南北に縦断し、東京外かく環状道路と首都圏中央連絡自動車道をつなぐ路線であり、国道 17 号の慢性的な交通渋滞の緩和や埼玉県中央地域の発展などを目的とした、さいたま市中央区円阿弥から鴻巣市箕田までの延長 25.1 キロメートルの自動車専用道路です。

国土交通省大宮国道事務所では、平成 28 年度より国道 17 号新大宮上尾道路(与野～上尾南)の事業に着手し、平成 29 年 3 月 31 日の有料道路事業許可を経て、首都高速道路株式会社と共同で事業を進めています。

新大宮上尾道路の事業の進捗状況についてお知らせします。

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [653 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/oomiya_00000335.html

2. 太平洋岸自転車道の延伸工事に着手 ～2020 年東京オリンピック・パラリンピックまでの開通を目指して事業を推進～

関東地方整備局 横浜国道事務所

横浜国道事務所は、大磯町内における太平洋岸自転車道の延伸部である、大磯町国府本郷地先において、葛川渡河部の橋梁及び自転車道の整備に着手します。

大磯町内における当該区間の整備は、2020 年東京オリンピック・パラリンピックを目指し、事業を推進します。

なお、工事に伴い、通行止めを実施します。ご利用の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

- ◆整備区間：太平洋岸自転車道 大磯町国府本郷地先
- ◆整備内容：葛川渡河部の橋梁、自転車道の擁壁等
- ◆整備延長：約 0.3 キロメートル
- ◆整備時期：平成 30 年 11 月 12 日(月)より工事着手予定
(雨天等により着手日が変更となる場合があります)

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [743 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/yokohama_00000488.html

3. 平成30年度関東地方整備局関係補正予算の概要について

関東地方整備局

平成30年度国土交通省関係補正予算のうち、関東地方整備局関係の配分概要は資料のとおりです。

※資料の詳細は、関東地方整備局ホームページでご覧になれます。

【関東地方整備局の補正予算】

<http://www.ktr.mlit.go.jp/shihon/index00000026.html>

※国土交通省(本省)の予算概要については、国土交通省ホームページをご覧ください。

【国土交通省の平成30年度補正予算】

http://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_001408.html

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [128 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kyoku_00000814.html

4. 東京都内で初の開催！ 水の巡回展ネットワーク(JAWANET)企画製作の巡回展「雨展～あらぶる雨・めぐみの雨～」を荒川知水資料館で開催します

関東地方整備局 荒川下流河川事務所

本巡回展は、「水の巡回展ネットワーク(jawanet)」が企画製作したものであり、これまで博物館の企画展などでもとりあげられる事の少なかった「雨」について、「あらぶる雨」と「めぐみの雨」に注目し、新たな工夫をとり入れた方法で紹介する企画展です。

「水の巡回展ネットワーク(jawanet)」は、大学の学生や教員、気象キャスター、展示プランナーやデザイナー、国土交通省の職員等の有志のメンバーで構成され、水に関する様々なテーマの展示ユニットを開発し、それらを各地の展示館に巡回しながら、多くの場所で活用できる、汎用性の高い、楽しく学べる展示を創造していくことを目的に活動している団体です。

今回上記企画展を荒川知水資料館にて名古屋、大阪に続き、東京都内では初の開催となります。

【開催場所】荒川知水資料館(amoa) 入館無料

【開催期間】平成30年11月9日(金)～12月23日(日)

【開館時間】平日9時30分～17時00分 土日祝10時00分～17時00分

【休館日】月曜日(祝日除く)、祝日の翌日

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [646 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/arage_00000241.html

5. 地域インフラサポートプラン ～「技術者スピリッツ」紹介～

関東地方整備局 企画部

関東地方整備局では、年間約1,200件の工事を行っています。私どもは、これまで工事の目的や出来上がった際の効果を中心に広報してきました。建設工事は、いわゆる一品生産です。各現場では、品質が良く、地域の方に末永く使ってもらえるものを作ろうと技術者が日々努力をしています。世界に一つだけの工事に携わる技術者に光をあて、関東地方整備局ホームページ (<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000022.html>) にて紹介しています。

(現在、245話まで掲載中)

是非ご覧いただき、「喜ばれるものを作る」奮闘する技術者の魅力が伝われば幸いです。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000022.html>

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 空き地等を集約し賑わい空間創出へ！区画整理活用ガイドラインを作成 ～都市のスポンジ化対策に、小規模で柔軟な区画整理の活用が有効です～

国土交通省は本日、コンパクトシティの形成を推進するため、都市のスポンジ化対策の新たな制度である「空間再編賑わい創出事業」など小規模で柔軟な土地区画整理事業の活用ガイドラインを作成し公表しました。

地方都市をはじめとした都市の既成市街地で進行する都市のスポンジ化対策に取り組む地方公共団体、民間事業者等を支援するため、説明会等を通じガイドラインの周知・活用を図ります。

1 趣旨

人口減少社会を迎えた地方都市をはじめとした多くの都市の既成市街地で進行する「都市のスポンジ化」は、生活利便性の低下や居住環境の悪化など、コンパクトシティの形成を推進する上で重大な障害となっています。

今後は、駅前やまちなかなど既存ストックが集積し、都市の拠点となるべきエリアにおける都市のスポンジ化対策として、「空間再編賑わい創出事業」※1や「敷地整序型土地区画整理事業」※2等の柔軟な区画整理手法を組み合わせながら、小規模でも素早く空き地等を集約し、医療・福祉施設や子育て施設などの導入を図ることが有効です。

そこで、国土交通省では、都市のスポンジ化に取り組む地方公共団体や民間事業者等を支援するため、「小規模で柔軟な区画整理 活用ガイドライン」を作成しました。今後、説明会等を通じ周知・活用を図ってまいります。

※1 本年改正の都市再生特別措置法により新たに創設された集約換地の特例を活用した事業。立地適正化計画に定める都市機能誘導区域において、事業計画に「誘導施設整備区」を定め、同区域に空き地等を集約し、医療・福祉施設等の誘導施設の整備を図る土地区画整理事業。

※2 一定の基盤整備がなされている既成市街地内の地域で、早急に土地の有効活用を図ることが必要な地区において、相互に入り込んだ少数の敷地を対象として、換地手法によりこれら敷地の整序を図る敷地レベルの土地区画整理事業。

2 小規模で柔軟な区画整理 活用ガイドライン

本ガイドラインでは、駅前やまちなかなどの都市のスポンジ化地区において、地方公共団体や民間事業者等が誘導施設整備のために行う小規模で柔軟な区画整理事業の活用を推進するため、まちづくりの発意から計画、事業化、事業の進め方はもちろんのこと、事業と一体となって行う誘導施設の導入、そして施設導入後に持続的に誘導効果を発揮するための方策まで、一連の制度活用のガイドラインを、参考事例や留意点、工夫を交えながら示しています。

○小規模で柔軟な区画整理 活用ガイドライン

～都市のスポンジ化地区における誘導施設整備のための集約換地等の市街地整備手法～

添付資料

[報道発表資料（PDF形式）](#)

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi08_hh_000039.html

2. ～ 土地の所有者の探索が合理化されます ～

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の一部が 11 月 15 日に施行

本年 6 月に成立した「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の施行の日を定める政令と「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令」が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により、所有者不明土地が全国的に増加しており、今後も、相続機会の増加に伴って増加の一途をたどることが見込まれています。所有者不明土地は、所有者の特定等に多大なコストを要するため、公共事業の推進等の様々な場面で円滑な事業実施の大きな支障となっています。このような課題に対応するため、第 196 回国会において「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」（平成 30 年法律第 49 号。以下「法」という。）が成立、平成 30 年 6 月 13 日に公布されました。

2. 概要

(1) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行期日を定める政令

- 所有者の探索を合理化する仕組み（土地所有者等関連情報の利用及び提供・特定登記未了土地の相続登記等に関する不動産登記法の特例）及び所有者不明土地を適切に管理する仕組み（財産管理に関する民法の特例）に関する規定の施行期日を平成 30 年 11 月 15 日とする。
- 所有者不明土地の利用を円滑化する仕組み（土地収用法の特例・地域福利増進事業）に関する規定の施行期日を平成 31 年 6 月 1 日とする。

(2) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令

- 土地の所有者の探索の方法について、調査の対象となる公的書類や情報提供を求める相手方を明確化し、所有者かどうかの確認は書面の送付によることを基本とするなど、所有者探索を合理化。
- 地域福利増進事業に該当する事業として、法に定める道路、公園等のほか、以下の事業を規定。
 - ・ 被災市町村の区域内や同種の施設が著しく不足している区域内における購買施設及び教養文化施設の整備に関する事業
 - ・ 国又は地方公共団体による庁舎の整備に関する事業等


3. 今後のスケジュール

公布：平成 30 年 11 月 9 日（金）

施行：平成 30 年 11 月 15 日（木） ※法第 1 章、第 2 章、第 3 章第 3 節、第 4 章等


平成 31 年 6 月 1 日（土） ※法第 3 章第 1 節、第 2 節等


添付資料

[報道発表資料](#)（PDF 形式）


[【施行期日政令】要綱](#)（PDF 形式）

[【施行期日政令】案文・理由](#)（PDF 形式）

[【施行期日政令】参照条文](#)（PDF 形式）

[【施行期日政令】法律要綱](#)（PDF 形式）

[【施行令】要綱](#)（PDF 形式）

[【施行令】案文・理由](#)（PDF 形式）

[【施行令】新旧](#) (PDF 形式) 

[【施行令】参照条文](#) (PDF 形式)

詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo02_hh_000115.html

3. トラックドライバーの長時間労働改善等のガイドラインをまとめました

「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」を公表

トラック事業者と荷主が連携して実施した、トラック運送事業における荷待ち時間の削減や荷役作業の効率化など長時間労働の抑制を図るためのパイロット事業の成果を取りまとめたガイドラインを公表します。

国土交通省及び厚生労働省では、トラック運送事業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するための環境整備を図ることを目的として、平成27年度より、学識経験者、トラック運送事業者、荷主、労働組合等の関係者から構成される「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を中央及び各都道府県に設置しております。

当該協議会において、トラック事業者と荷主とが連携して、荷待ち時間の削減や荷役作業の効率化など長時間労働の抑制を図るためのパイロット事業を平成28年度から2か年度にわたり実施し、今般、その成果を「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」として取りまとめました。

国土交通省及び厚生労働省では、関係省庁と連携し、今後、ガイドラインの横展開を図り、トラック運送事業における取引環境と長時間労働の改善に向けて取り組んでいきます。

《ガイドラインのポイント》

- 2年間のパイロット事業で得られた長時間労働改善等の知見を具体的な事例を交えて紹介
- 荷主とトラック運送事業者の協力による長時間労働改善等に向けた取組みを紹介

※全体版は国土交通省ホームページをご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/common/001259787.pdf>

【参考】

- 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会」


http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000022.html

- パイロット事業について

・平成28年度及び平成29年度パイロット事業（実証実験）の実施集団について

<http://www.mlit.go.jp/common/001256113.pdf>

添付資料

[報道発表資料](#) (PDF 形式) 

[別添（ガイドラインについて）](#) (PDF 形式) 

詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000160.html

4. 「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案」を閣議決定

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関し、関係者との調整の仕組みを定めつつ、海域の長期にわたる占用が可能となるよう、所要の措置を講ずるための「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案」が、本日、閣議決定されました。

1. 背景


海に囲まれ、かつ国土の面積も狭い我が国にとって、海洋再生可能エネルギー発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施が重要であることに鑑み、海洋に関する施策との調和を図りつつ、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進することが求められています。

2. 法律案の概要

＜占用までの手続きの流れ＞


- [1] 内閣総理大臣は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するための基本方針の案を作成し、政府が閣議決定により定めます。
- [2] 経済産業大臣及び国土交通大臣が、農林水産大臣、環境大臣等との協議や、関係者を構成員とする協議会等の意見聴取を経た上で、促進区域を指定し、公募占用指針を策定します。
- [3] 事業者は、経済産業大臣及び国土交通大臣に公募占用計画を提出します。
- [4] 経済産業大臣及び国土交通大臣は、発電事業の内容、供給価格等により最も適切な公募占用計画の提出者を選定し、当該公募占用計画を認定します。
- [5] 事業者は、認定された公募占用計画の内容に基づきFIT認定を申請し、経済産業大臣はFIT法※に基づき認定をします。
(※ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法)
- [6] 事業者は、認定された公募占用計画に基づき占用の許可を申請し、国土交通大臣は30年を超えない範囲内において占用を許可します。


添付資料

[報道発表資料](#) (PDF形式) 

[概要](#) (PDF形式) 

[要綱](#) (PDF形式) 

[法律案・理由](#) (PDF形式) 

[新旧対照表](#) (PDF形式) 

[参照条文](#) (PDF形式) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/port06_hh_000157.html

◆◆地域の動き◆◆

平成30年度住生活月間について

関東地方整備局 建政部

1 「住生活月間」とは

国土交通省では、国民の皆様の住意識の向上とゆとりある住生活の実現に資することを目的として、平成元年度から毎年10月を「住宅月間」と定め、官民協力の下、広報活動や各種行事などを通じて、国民の皆様に住宅、住環境、住まい方等について考える機会を広く提供してきました。

住宅の「量」の確保を図る政策から住宅ストックの「質」の向上を図る政策への本格的な転換を図るため、平成18年6月に「住生活基本法」が制定され、同法第7条において、国、地方公共団体の責務として「教育活動、広報活動その他の活動を通じて、住生活の安定の確保及び向上の促進に関し、国民の理解を深め、かつその協力を得るよう努めなければならない」ことが明記されました。

「住生活基本法」の制定及び「住生活基本計画（全国計画）」の策定の趣旨を踏まえ、平成19年度から「住宅月間」を「住生活月間」に改めるとともに、省庁横断的な推進体制の構築のために新たに設置された「住生活安定向上施策推進会議」の構成省庁（内閣府、警察庁、消防庁、厚生労働省、林野庁、経済産業省、環境省）の協力の下、広範な関係機関・団体の参加を得て、豊かな住生活の実現に資する総合的な啓発活動を強力に推進することとしています。

さらに、平成28年3月には、平成28年度から平成37年度までの10年間を計画期間とする新たな「住生活基本計画（全国計画）」が閣議決定されており、引き続き、本計画に基づき、関係行政機関が連携して国民の皆様の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

また、今年度の「住生活月間」についても、関係機関、団体に広範な周知、情報提供と共に本月間の趣旨への御賛同、行事の実施等について御協力をお願いしてきたところです。

2 第30回住生活月間中央イベント

30回目の節目を迎えることとなった今年度の「住生活月間」及び「住生活月間中央イベント スーパーハウジングフェア in 栃木」は、「どう建てる？家族のためのあんしん住宅～省エネ性能と耐震性能の高い家～」をテーマとして平成30年10月13日（土）～14日（日）に、栃木県宇都宮市のマロニエプラザ（栃木県立宇都宮産業展示館）で開催されました。

10月13日（土）には、高円宮妃久子殿下ご臨席のもと、同会場でイベントの開催を記念してテープカットセレモニーが執り行われ、石井国土交通大臣、福田栃木県知事、佐藤宇都宮市長、石田住宅局長、石原関東地方整備局長らが出席されました。久子殿下や石井大臣らはテープカット終了後、住宅の省エネや耐震性能をテーマとした展示会場を視察されました。会場にはテーマに関するパネルや「家やまちの絵本コンクール」、「住まいのリフォームコンクール」入賞作品のパネルなどが展示されており、久子殿下は担当者の説明に耳を傾けながら熱心にご覧になられました。



【テープカットセレモニー】

3 合同記念式典

また、「第30回住生活月間記念式典」及び「第30回住生活月間中央イベント スーパーハウジングフェア in 栃木」合同記念式典が同日、宇都宮市内の宇都宮グランドホテルで開催されました。

主催者挨拶の後、石井国土交通大臣と福田栃木県知事から来賓代表のご挨拶があり、続いて高円宮妃久子殿下よりお言葉が述べられました。

式典に併せて、「住生活月間功労者表彰」、「住まいのリフォームコンクール表彰」、「家やまちの絵本コンクール表彰」が行われ、国土交通大臣賞に輝いた受賞者へ石井大臣から表彰状が授与されました。



【来賓代表の挨拶をされる石井国土交通大臣】



【お言葉を述べられる高円宮妃久子殿下】



【国土交通大臣賞の表彰状授与】

なお、マロニエプラザでは「とちぎ住宅フェア2018」が同時開催され、2日間の来場者数も6000名を超えるイベントとなりました。

10月の住生活月間では、このようなイベントに加え、地方公共団体等による各地域の特色を生かしたシンポジウム、講演会、関連団体においても各種イベントが実施されております。ぜひ来年の住生活月間はお近くの地域のイベントにお出かけ下さい。